平成２８年（フ）第７６１号
千葉県松戸市馬橋387番地の22　千代田アネックスビラ101号
債務者　大迫　昭雄
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１号
大分県佐伯市大字池田851番地２　県営上久部住宅２Ａ－２－44
債務者　山崎　知里
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
山口市黄金町１番20―101号、前住所山口市駅通り１丁目３番２―406号　サンコーポ
債務者　三浦　成子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２０６号
東京都墨田区向島２―14―２―701、住民票上の住所東京都練馬区西大泉１丁目30―８―101
債務者　高橋　　輝
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２１５号
東京都練馬区北町１丁目25―12―201
債務者　田上　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２１８号
東京都江東区南砂６丁目５－２―409
債務者　安藤加代子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２２１号
東京都江戸川区江戸川５丁目39―20―102
債務者　吉野　花菜
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２２２号
東京都小金井市前原町３丁目20―16
債務者　中村　隆一
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２４９号
東京都板橋区東新町２丁目11―10―104
債務者　五十嵐　力
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２５１号
東京都足立区加平１丁目９－５―205
債務者　吉野　公夫
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２５８号
東京都八王子市台町２丁目９―21―202
債務者　平塚　卓也
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２６０号
東京都江戸川区北小岩６丁目10―４―101
債務者　高橋　孝久
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２６３号
東京都八王子市長沼町1305―１―203
債務者　中村小夜子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２６５号
東京都台東区清川２丁目29―２　ニュータムラヤ
債務者　川島　利男
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２６７号
東京都墨田区立花６丁目21―10　Ｋｉｒｅｍｉｔ　Ｙ号室
債務者　西川　雅哉
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２７５号
東京都練馬区土支田１―28―８―203　河原條奈月方、住民票上の住所東京都豊島区長崎２丁目32―14　松本方
債務者　名村　　稔
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部